

社会保険の手続きはオンラインで！

資格取得届や算定基礎届等の社会保険手続きが
届書作成から通知の受け取りまでオンラインで完結します

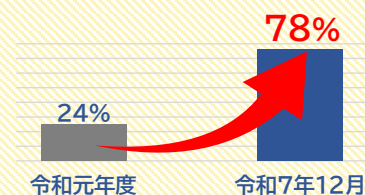
電子申請

資格取得届や算定基礎届等の社会保険(健康保険・厚生年金保険)手続きを、e-Govやマイナポータルを使って、オンラインで申請・届出できます。

主要な届出※の電子申請利用割合は、令和7年末に78%となり、多くの方に利用されています。

※ 資格取得届、資格喪失届、算定基礎届、月額変更届、賞与支払届、
健康保険被扶養者異動届、国民年金第3号被保険者関係届

主要な届出の電子申請割合



オンライン事業所年金情報サービス

毎月の社会保険料額や被保険者データ等の各種情報・通知書を一度利用登録すると、定期的にオンラインで受け取れます。

まずはアカウントの取得から、登録は簡単

「GビズID」

複数の行政サービスで使える無料のIDです。ログインと同時に認証するため、対応している手続きは電子署名を省略できます。



GビズID
<https://gbiz-id.go.jp>

「e-Govアカウントと電子証明書」

作成したアカウントでログインし、電子証明書を申請時に添付して認証します。あらかじめ電子証明書の発行手続きが必要です。



e-Gov電子申請
<https://shinsei.e-gov.go.jp>

電子申請するには

アカウントを取得したら、電子申請に使用する届書データを作成します。初めて作成する方には、届書作成プログラムか、e-Gov電子申請アプリケーションをオススメしています。

「届書作成プログラム」

- 届書作成から通知書の受け取りまでできるプログラムです。
- 日本年金機構ホームページから無料でダウンロードできます。
- プログラム内のチェック機能で、提出前に形式的な不備を防ぐことができます。

「e-Gov電子申請アプリケーション」

- デジタル庁が運営する行政ポータルサイト「e-Gov(イーガブ)」のアプリケーションです。
- 労働保険など、社会保険以外の手続きの電子申請にも対応しています。
- オンライン事業所年金情報サービスを利用することができます。

※ お使いの人事給与ソフトウェア等によっては、電子申請や届書データの作成ができるものもございます。
※ 電子申請した届書の処理結果については電子通知書で交付されますが、紙の通知書を希望することもできます。
※ 申し込み方法等、手順の詳細は裏面をご確認ください。

電子申請・オンライン事業所年金情報サービスの申し込み方法

※ 電子申請はe-Gov電子申請アプリケーション以外でも可能です。

STEP 1

e-Gov電子申請アプリケーションをインストール

すでにインストールしている場合は、STEP2へ進んでください。

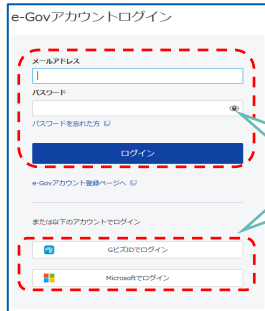


※e-Gov電子申請トップページ(<https://shinsei.e-gov.go.jp/>)ログインボタン右隣の<e-Govを初めてお使いの方へ>から、アプリケーションのインストール画面に遷移し、インストールを事前に行ってください。

STEP 2

e-Gov電子申請にログイン

トップページから『ログイン』をクリックしてe-Gov電子申請アプリケーションを起動し、利用可能なアカウントでログイン。



利用可能なアカウントでログイン

(GビズIDの場合)
GビズIDサイトのログイン画面に遷移します。
ID(メールアドレス)・パスワードを入力し、アカウント登録時に設定した認証方法を選択します。



STEP 3

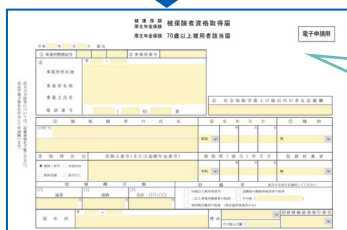
e-Gov電子申請マイページから手続きを選択、必要な情報を入力して提出

マイページに移動したら、利用したいサービスに応じて分かれて進みます。

電子申請

「**手続き検索**」のタブから届出する手続きを選択

「状況から探す」から選択するか、手続き名称を入力
例)健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届
『厚生年金 資格取得届』で検索

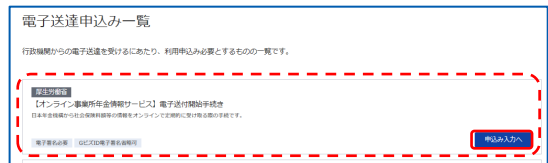


手続き名称に『(単記式)』の記載がある手続きは画面に直接入力

オンライン事業所年金情報サービス

「**電子送達申込み**」を選択

「電子送達申込み一覧」から『【オンライン事業所年金情報サービス】電子送付開始手続き』『申込み入力へ』を選択



事業所整理記号・事業所番号を入力

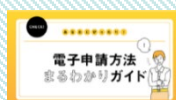
情報・通知書ごとに送付希望を選択

GビズID以外のアカウントでログインした場合は提出時に電子証明書を添付

ご利用方法の詳細は



日本年金機構 電子申請
<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/index.html>



■ 電子申請・オンライン事業所年金情報サービスの利用に関するお問い合わせは、コールセンターや管轄の年金事務所でもうけたまわります。